



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 125 ●
福祉用具について

要介護・要支援認定を受けられた方が、自宅で自立した生活を送るために、福祉用具を借りる、または購入することができます。適切な福祉用具の使用であると町が認めた場合は、借りる場合・購入する場合のどちらにおいても、費用の一部が介護保険より支給されますので、ケアマネジャーまたは指定事業所の専門相談員にご相談ください。

◆ 福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

利用にはケアプランが必要ですので、ケアマネジャーにご相談ください。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事を伴わないもの)	②スロープ (工事を伴わないもの)	③歩行器
④歩行補助つえ	⑤車いすとその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ防止用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト	⑪自動排泄処理装置	



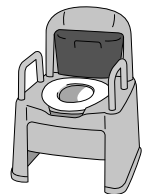
※認定が要支援1・2、要介護1の方は、⑤～⑪の福祉用具を介護保険給付で借りることができません。また、⑪自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も対象外となります。（ただし、要支援1～要介護3の方でも、例外として利用できる場合があります）

◆ 特定福祉用具を購入する（福祉用具購入費の支給）

県の指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入します。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すりなど)	③簡易浴槽
④移動用リフトの吊り具の部分	⑤自動排泄処理装置の交換可能部品	



※指定福祉用具販売事業所以外（ホームセンターなど）での購入は、支給の対象となりませんので、事前に必ず担当ケアマネジャー、または介護保険係までお問い合わせください。

◆ 貸与・購入にかかる利用者負担

- 福祉用具貸与の場合 … 借りる費用の1割
- 福祉用具購入の場合 … 購入費用の1割（支給対象限度額は年度ごとに10万円までです。）

※一定の所得がある方の利用者負担は2割になります。お手元の自己負担割合証を確認ください。



福祉用具を上手に利用すれば、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなります。しかし、適切に利用ができなければ、かえって体の衰えを招くことになってしまいます。利用にあたっては、どのような福祉用具を選び、活用していけばよいかを、担当ケアマネジャーなどと十分相談しましょう。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)